

## 自治会活動を振り返って若干の提案

今夏、東羽根沢公園の雑樹木の間引き、違法状態にある樹枝の剪定を一部分行いました。一人でスタートしましたが、気の毒に思われたか、趣旨に賛同して頂けたのか、二人、三人と手伝って下さる方が現れ、自分の目標の70%位の手入れが出来ました。有難うございました。

公道、園内通路にはみ出し、頭上を覆っている枝の控えめな剪定、管理者に無断で植えられたアジサイ他の小樹の伐採を手始めに、集会所周囲の生垣の手入れ等を行いました。

茂りすぎた樹木は季節には落葉し、近隣の方々には大変迷惑をお掛けしていたと思います。公共施設が近隣の方に迷惑を掛けているとすれば、何らかの配慮が必要ではないでしょうか。

集会所周囲の植栽については、毎年予算を組み、手入れを行ってきたとのことでしたが、長年の管理者としての善管義務違反、美観無視により悲惨な状況にあります。

自治会としては、慣例を継承するだけで改善の機運はありません。

建築協定については、時折話題にはなりますが、建築協定の趣意に沿った議論になっていません。建築協定の趣意は建築基準法等の上乗せ規定で、条令等で規制できない地域特性に沿って、統一的な良好な街並みが形成され、環境が保全されるというメリットを期待する紳士協定だと思います。基準法等の建築物に対する上乗せ規定部分については、行政が殆ど対応してくれますが、条令等で規制しきれない建物外観、敷地境界に係る植栽、塀、物置、住宅設備、駐車設備等については所有者の善意に頼るほかないのが現状です。

しかし、だからと言っても問題を放置すれば景観、環境は一方的に悪化し、地域の資産価値も低下します。統一的な街並み、環境保全を意識したところには悪徳業者や、悪意の所有者も敬遠します。今からでも間に合う対策としては、自治会全体で建築協定順守を意識して、手始めに道路側への植栽のはみ出しを解消に賛同をお願いします。

当自治会も結成以来三十数年が経過し、自治会規約も改正、追加等を重ねています。時々の改正も、そのときの社会背景に従っており、現在では条文の意味が不明、矛盾を含むところも散見していると思います。これは問題が発生する都度、綻びを繕うようにした結果であり、致し方ないことと思います。

ここに、以下の問題点をいくつか列挙して、規約の全面的改定を審議願いたく提案します。

- 目的 ・ 親睦、共同福祉に加えて共助活動、良好な環境維持を加える
- 事業 ・ 街区委員、街区委員会の定義が不明確である。  
・ 現行役員会の定義が不明確、審議機関、執行機関？
- 事業運営 ・ 集会所の建替え等の大きな議論が潜行しているが、資産、規約、議事録管理等の  
・ 所管が不明確。  
・ 財政管理の規定がない。
- 役員等 ・ 上記の大きな事案に対して業務監査が必要ではないか。  
・ 監査役、顧問、街区を担当しない役員の議決権の有無。
- 任期 ・ 事業運営の継続性の為、2年任期、半数/年毎の改選の検討。
- 総会 ・ 委任状の受託者が会長となっているため、会長権限が強大になり、質疑・修正案が通らない。総会出席者が議長を選出し、委任受託者は議長としてはどうか。  
・ 委任状は白紙委任ではなくて、書面表決を文書化してはどうか。
- 三役会 ・ 定義が曖昧で、権能も明確でない。議決機関でないことを明示する。
- 個人収入 ・ 自治会活動の中で行政・自治体等から個人宛に支給される日当等は原則個人のものとして明示したらどうか。
- 役員選出 ・ 自治会規約の中から実作業分を外して、選出内規(案)としてはどうか。